

# 久留米大学における研究活動の不正行為に関する申立てについて

## 1. 申立窓口の設置

久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程に基づき、研究活動の不正行為に関する申立てを受け付けるための窓口を設置しています。

## 2. 申立ての対象

研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究活動又はその研究の発表の過程における次の該当する行為をいいます。

### (ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

### (イ) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

### (ウ) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

### (エ) 研究費の不正使用

本学におけるすべての研究において、研究費（競争的資金、講座・教室研究費等）の使用ルールを逸脱して、研究費を使用すること。

(オ) 以上の行為の有無を証明する資料（再現性を示すために必要なものを含む。）の破棄、隠匿、散逸又は整備を怠ること。

(カ) その他「久留米大学における学術研究活動に係る行動規範」の主旨に反する行為を行うこと。

なお、「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他の本学の施設設備を利用する全ての構成員をいいます。

## 3. 窓口の利用者

何人も、研究者等（その者が退職等により研究者等でなくなったときを含む。）に不正行為があると思慮する者は、申立てを行うことができます。ただし、原則として匿名による受け付けはできません。

## 4. 申立ての方法

内部監査室において、電話、電子メール、書面又は面会により、申立てを受け付けます。申立てにあたっては、申立内容の正確な把握と迅速な対応のため、別紙様式第 1 に必要事

項をご記入のうえ提出してください。

なお、調査委員に対する異議申立ての際には、別紙様式第2を、調査結果の不服申立ての際には、別紙様式第3をご使用ください。

**【受付場所】**：内部監査室（大学本館3階）

**【電話番号】**：（直通）0942-31-7837 （内線）2046

naibukansa アットマーク kurume-u.ac.jp